

## 出生から高校3年生までのお子様を対象とした医療福祉費支給制度（マル福）

### ● 医療福祉費支給制度（マル福）とは

お子様が必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。茨城県独自の医療費助成制度で、県と各市町村で運用しています。

### ● 申請手続きの必要書類

- 子の健康保険証
- 父名義もしくは母名義の金融機関の口座の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 父・母 の個人番号カードまたは通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し
- 窓口に来庁した方の身分証明書（個人番号カード、運転免許証等）
- 医療機関の領収書（原本）
- \_\_\_\_\_様の令和\_\_\_\_\_年度課税証明書（令和\_\_\_\_\_年中の所得）

☆ 令和\_\_\_\_\_年1月1日時点で住民登録があった市区町村で取得してください。

### 同意書

☆ マイナンバーの情報連携により他市町村へ所得照会を行うための同意書です。所得確認が必要な方全員がそれぞれご自身でご署名ください。

### ● 助成内容について

茨城県内の医療機関等に受診する場合、保険証と一緒に窓口で提示してください。下表の自己負担金で受診することができます（保険適用分についてのみ）。

#### 《マル福受給者証の種類》

- ・ 0歳～小学生まで：「白色」の受給者証
- ・ 中学生～高校生まで：入院した時は「白色」の受給者証、外来の時は「ピンク色」の受給者証
- ・ 県の所得制限額を超える所得がある方：「ピンク色」の受給者証

外来自己負担金	入院自己負担金	調剤薬局	入院時の食事等自費分
1 医療機関あたり 1日 600円 月2回 1,200円 限度	1 医療機関あたり 1日 300円 月10日 3,000円 限度	自己負担なし	自己負担あり

#### 《小学校入学前のお子様がいる方へ》

茨城県独自の制度で、令和5年10月診療分から、0歳から6歳（小学校入学前）までの方については、医療費が実質無料となります。県内医療機関受診時に支払った自己負担金額を、診療月より約3か月後に払い戻します。

振込通知は発送しませんので、通帳記帳等でご確認をお願いします。

ただし、次の①、②のような場合には、自動振り込みが出来ないため、役場保険課窓口にて支給申請書の提出が必要となります。マル福受給者証、医療機関の領収書（原本）をお持ちください。

- ① 月1回だけ受診した医療機関で保険適用分の支払いが600円未満だった場合
- ② 月2回受診した医療機関で2回とも保険適用分の支払いが600円未満だった場合

● 所得制限について

令和5年9月までは父母、その他同一世帯内の方の所得を比較して高い方の所得が、県の所得制限額以下の場合に交付されていました。(右表参照)

令和5年10月より、茨城町独自で所得制限を撤廃し、対象年齢のすべてのお子様が支給対象となるように制度を改正しました。

合計扶養親族数		うち、老人扶養親族数	
		1人	2人
0人	6,220千円		
1人	6,600千円	6,660千円	
2人	6,980千円	7,040千円	7,100千円

● 有効期間について

誕生日の翌月初日から<sup>※1</sup> 翌年の誕生日の月末まで<sup>※2</sup>

次回更新時からは、期間終了日の4~5日前までに受給者証を郵送します。

県の所得制限内か判定が必要となるため、転入等により所得を確認できない場合、手続き案内通知を郵送いたしますのでお手続きをお願いします。

※1 誕生日が1日生まれの子は「誕生日の属する月から」に読み替えてください

※2 小学6年生は受給者証の区分切替のため、高校3年生は対象期間終了のため3月31日までとなります。



● 各種変更手続きについて

変更内容	必要書類等
健康保険証が変更になったとき	①マル福受給者証 ②健康保険証
受給者証を紛失した、破損してしまったとき	①健康保険証
氏名を変更したとき、町内に転居するとき	①マル福受給者証
町外に転出するとき ※転出後は当町のマル福受給者証を使用できません。	①マル福受給者証 ※県内転出の場合には「受給者証交付状況証明書」を発行します。
・県外で受診したとき ・県内で受診した際にマル福受給者証の提示ができなかったとき	①マル福受給者証 ②医療機関の領収証(診療点数の記載があるもの) ③保護者様の通帳(キャッシュカード) 〔④加入している健康保険から高額療養費や付加給付金が出る場合は「支給決定通知」〕
治療用装具を作成したとき	①マル福受給者証 ②医師からの治療用装具作成「指示書」 ③病院の領収書 ④保護者様の通帳(キャッシュカード) ⑤加入している健康保険から高額療養費や付加給付金が出る場合は「支給決定通知」
障害者手帳が交付されたとき (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	マル福の区分が変更となる可能性があります。 下記問い合わせ先までご連絡ください。

☆ジェネリック医薬品の利用を推進しています☆

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許期間が過ぎた新薬(先発医薬品)と有効性・品質・安全性が同じ成分を使って製造販売されている医薬品です。近年、急激な高齢化や医療費の高度化などによって医療費は増え続けています。子供たちの世代が、将来にわたって安心して医療を受けるために、ジェネリック医薬品の使用にご協力ください。

茨城町保健福祉部保険課(5番窓口) 医療年金グループ  
TEL 029-292-1111(内線123・124)